

IFRS News

29

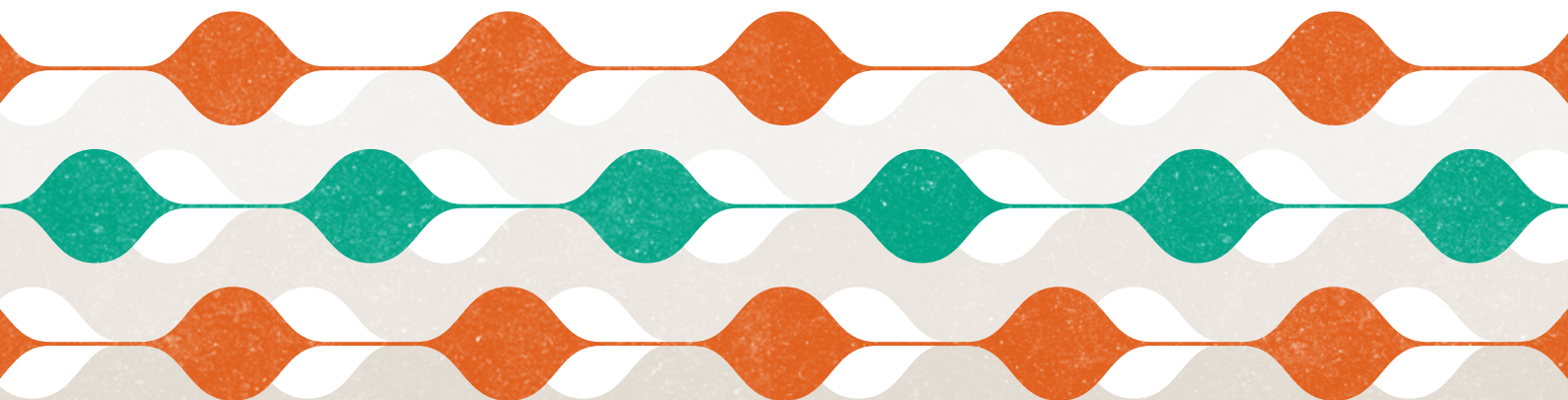
Quarter 2 2016

vol.

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2016年2回目となる本号では、まず、IFRS第15号「収益」に対する変更を含め、国際会計基準審議会(IASB)が行った修正に注目します。また、一部の企業が初めて適用することになるいくつかの主要な基準についても説明します。その後、前四半期に公表されたグラントソントンの2つの主要な公表物を紹介します。1つ目の公表物では、金融商品の新しい予想信用損失モデルに関する情報を提供しています。もう1つの公表物では、財務諸表を効果的なコミュニケーションツールとする方法を検討しています。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるその他のIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



目次

IASBは新しい収益の基準であるIFRS第15号の修正を行う	3
IASBはIAS第7号を修正	4
IAS第12号の修正	5
リマインダー－新しい基準の発効	7
IFRS第9号への準備－減損の要求事項	9
ストーリーを伝えること: 財務諸表を効果的なコミュニケーション・ツールとするには	11
新たなIFRSに準拠した期中財務諸表記載例	13
IFRS Viewpointを公表	14
IFRS第16号「リース」に関するIFRSニュース特別号	14
コメントレターの提出	15
グラントソントンの代表が英国のテクニカル・アドバイザリー・グループに任命される	15
米国のパートナーがFASBの緊急問題専門委員会に任命される	16
英国のパートナーが多国籍監査委員会に任命される	16
その他のトピック－概要	17
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	21

IASBは新しい収益の基準である IFRS第15号の修正を行う

IASBは「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」を公表した。

IASBが行った変更では、IASBとFASBの収益認識に関する共同の移行リソース・グループ（TRG）が識別したいくつかの論点を扱っています。TRGは、2014年にIFRS第15号が公表された後、両審議会によって結成されたもので、新基準の適用を支援する責任を有しています。

TRGは明確化が必要とされる可能性があるトピックとして5つを識別しましたが、IASBはそれらのうちの3つのみを変更することを決定しました。そうすることで、IASBは、提起された論点に対応すると同時に、適用プロセスへの混乱を最小限にするというバランスを取ることを目指しています。

変更

IFRS第15号の修正は、以下の事項を行うことによって本基準の3つの特定の領域に変更を行っています：

- 履行義務の識別の際にIFRS第15号の適用を明確化する（「別個の」履行義務という概念の適用方法を説明することによって）
- 企業が取引において本人又は代理人のいずれとして行動しているのかを判定する（支配の原則の適用方法を明確化することによって）
- ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定する（企業の活動が、顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える場合を明確化することによって）

さらに、本修正は、IFRS第15号への移行時に利用可能な2つの実務上の便法を追加しています：

- 表示する最も古い期間の期首よりも前に条件変更された契約について、履行義務の識別、取引価格の算定、及び充足した履行義務と未充足の履行義務への取引価格の配分を行う際に企業が事後的判断を使用することを認める、及び
- 完全遡及方式を適用する企業が、表示する最も古い期間の期首においてすでに完了している契約にIFRS第15号を遡及適用しないことを認める。

発効日

本修正は、2018年1月1日（新基準の発効日）以後開始する事業年度について適用されます。早期適用は認められます。

本修正では、3つの変更をIFRS第15号に対して行っており、2つの移行上の救済措置を追加している

IASBはIAS第7号を修正

狭い範囲の修正は、企業の財務活動及び関連する負債の変動についての開示を改善することを目的としている。

IASBは、企業の財務活動に関する開示の改善についての投資家からの要望に対応して「開示に関する取組み-IAS第7号『キャッシュ・フロー計算書』の修正」を公表しました。

その名称が示すとおり、本修正はIASBの開示に関する取組みの一部を構成するものです。開示に関する取組みというのは、財務諸表における開示の過重負担に対して高まる不満に対処するためのものでもあります。本取組みは、短期及び中期の両方のいくつかのプロジェクトと、継続的な活動で構成されており、表示及び開示の原則と要求事項をどのように改善できるのかを検討します。

修正

本修正は、企業の債務の変動及び関連するキャッシュ・フローによる変動（及び非資金変動）に関して財務諸表利用者に提供される情報の質を改善するよう設計されています。

本修正では:

- 財務諸表利用者が財務活動から生じた負債の変動を評価することが可能となる開示を行うことを企業に対して要求している。企業は、当該要求事項を満たすうえで必要とされる開示の正確な様式及び内容を決定する際に判断を適用する。
- 以下を含め、上記の要求事項を満たすために必要となる可能性があるいくつかの具体的な開示を提案している:
 - 財務キャッシュ・フローによる変動、外国為替レート又は公正価値の変動、又は子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失による財務活動から生じた負債の変動
 - 上記で識別した変動を含む財政状態計算書における財務活動から生じた負債の期首残高と期末残高との調整表

本修正は、2017年1月1日以後開始する事業年度について適用され、早期適用が認められます。比較情報は、本修正を最初に適用する年度においては要求されません。

IAS第12号の修正

IASBは、IAS第12号「法人所得税」に対して狭い範囲の修正を行っている「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」を公表した。

IAS第12号の修正は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産（特に、市場金利の変動により負債性金融商品の公正価値が取得原価を下回る場合）の会計処理方法を明確化することに焦点を置いています。

背景

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は当初、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の認識に関するいくつかの論点を明確化するよう要望されました。

IFRICが本問題をIASBに付託したことで、2015年8月に公開草案が公表されることとなり、今回の最終的な修正に至っています。

扱われている問題

本修正では、実務の不統一が従前に存在していた以下の領域において、IAS第12号にガイダンスを追加しています。

扱われている問題

トピック	論点	明確化
将来減算一時差異の存在	元本が満期に支払われる固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の下落は、この負債性金融商品が公正価値で測定され、その税務基準額が取得原価のままである場合には、常に将来減算一時差異を生じるのか。	将来減算一時差異の存在は、報告期間の末日現在の資産の帳簿価額とその税務基準額との比較のみに依存しており、帳簿価額に生じ得る将来の変動による影響を受けない。その結果、公正価値で測定され、税務基準額が取得原価のままである、固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の取得原価を下回る下落は、将来減算一時差異を生じる。
資産を帳簿価額を超過して回収	企業は、可能性の高い将来の課税所得（将来減算一時差異の活用の評価の比較対象となる）を見積る際に、資産を帳簿価額を超過して回収する可能性が高い場合には、そのような回収を仮定しなければならないのか（これは、他の源泉からの課税所得が、公正価値で測定される負債性金融商品に係る将来減算一時差異を活用するには不十分である場合に該当する）。	可能性の高い将来の課税所得の見積りには、企業が資産を帳簿価額を超過して回収する可能性が高いという十分な証拠がある場合には、帳簿価額を超過した企業の資産の一部の回収が含まれる場合がある。



扱われている問題

トピック	論点	明確化
将来減算一時差異の活用の評価の比較対象となる、可能性の高い将来の課税所得	企業が将来減算一時差異を可能性の高い将来の課税所得に対して活用できるかどうかを評価する際に、その可能性の高い将来の課税所得には、将来減算一時差異の解消の影響を含めるのか。	将来減算一時差異は、当該将来減算一時差異の解消により生じる損金算入を除外した課税所得に対する控除によって活用される。 その結果、将来減算一時差異の活用の評価に使用された課税所得は、法人所得税が課される課税所得とは異なる。それらの損金算入を除外しないとした場合、二重に計算されることになる。
合算評価か個別評価か	企業は、繰延税金資産の認識の評価をそれぞれの将来減算一時差異について別個に行うのか、それとも他の将来減算一時差異と合算して行わなければならないのか。	本修正では、企業は、将来減算一時差異の解消時に損金算入できる課税所得の源泉を税法が制限しているのかどうかを考慮しなければならないことを明確化している。税法がそうした制限を課していない場合には、企業は将来減算一時差異を他のすべての将来減算一時差異と合算して評価する。

発効日及び経過措置

IAS第12号の修正は、2017年1月1日以後開始する事業年度について適用され、早期適用が認められます。本修正は遡及適用されることになります。ただし、本修正を最初に適用することにより生じる、表示する最も古い比較対象期間の期首の資本の変動は、期首の利益剰余金に認識することを認めており、当該変動を期首の利益剰余金とその他の資本の内訳項目に配分する必要はありません。



リマインダー—新しい基準の発効

IASBによる2つの重要な基準(「投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正」及びIFRIC第21号「賦課金」)が2014年1月1日以後開始する会計期間から発効となった。

事業年度末が12月である多くの企業はこれらの基準をすでに適用していると思われますが、そうでない企業もあるでしょう。例えば、現在、2015年6月30日又は9月30日終了年度に係る財務諸表を作成している企業は、当該基準を初めて適用することになります。このことを背景として、これら2つの基準の要点を確認しておくことには価値があります。

投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正

「投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正」では、親会社はすべての子会社を連結しなければならないという確立した原則に対する例外を投資企業に設けています。

本修正では、投資企業を定義しており(ボックス内をご覧ください)、当該定義に関する詳細な適用指針を示しています。プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド及び他の投資ファンドは特に、本修正に関心を有していると思われます。

当該定義を満たす企業は、他の企業(子会社)に対する支配持分である投資を、連結せずに純損益を通じて公正価値で測定することを要求されます。

本修正は、投資企業とその投資先の財務諸表を連結することは、最も有用な情報、すなわち、企業の投資の価値を表す情報をもたらさないという懸念に対応するものとして公表されました。次ページの表は、本修正の主な特徴についての概要を示しています。

投資企業の定義及び典型的な特徴

定義

投資企業は以下の事項に該当する企業です:

- 1 1つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている(投資サービス条件)
- 2 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している(事業目的条件)
- 3 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている(公正価値条件)

典型的な特徴

企業は、当該定義に自らが該当するかどうかを評価する際に、以下の投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければなりません:

- 1 複数の投資を有している
- 2 複数の投資者がいる
- 3 企業の関連当事者ではない複数の投資者がいる
- 4 資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有している

現在、2015年6月30日又は9月30日終了年度に係る財務諸表を作成している企業は、これらの基準を初めて適用することになる

修正の概要説明

要旨

影響を受ける企業とは？

以下に該当する企業：

- 「投資企業」の新しい定義を満たす
- 他の企業に対する支配持分である1つ又は複数の投資を保有している

その影響とは？

投資企業は：

- 他の企業に対する支配持分である投資の連結を中止する
- これらの投資についての追加的な開示を行う

その他の重要なポイント

- 投資企業を支配する親会社が投資企業に該当しない場合には、当該投資企業とその子会社を引き続き連結する（連結の免除のロールアップは行われない）
- 投資企業にサービスを提供している子会社（投資対象又は自らが投資企業ではない子会社）は、投資企業によって引き続き連結される
- 投資企業が投資対象子会社以外に子会社を有していない場合には、自社の唯一の財務諸表として、個別財務諸表を表示する

IFRIC第21号「賦課金」

IFRIC第21号「賦課金」では、政府が課す賦課金（法人所得税を除く）支払負債を企業が財務諸表においてどのように会計処理しなければならないのかを検討しています。

IFRIC第21号は、2008年と2009年の世界的金融危機を受けて導入されたさまざまな新しい賦課金（特に銀行に対するものが増加しました）を扱うことを意図して公表されました。しかし、IFRIC第21号は、いくつかのより確立された種類の法人所得税以外の税金、例えば、特定の固定資産税、環境税及び給与税（IAS第19号「従業員給付」の範囲に含まれる社会保険料又は同様の税金を除く）に対しても適用されます。賦課金及びそれらの税金は、課税所得を基礎としていないため、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲外となります。したがって、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づいて会計処理されます。

IFRIC第21号は、IAS第37号の範囲に含まれる賦課金支払負債の会計処理（特に、企業が賦課金支払負債をいつ認識すべきかについて）を扱っています。また、時期及び金額が確定している賦課金支払負債の会計処理も扱っています。

IFRIC第21号では、賦課金支払負債を生じさせる債務発生事象は、法令で特定された賦課金の支払の契機となる活動であるとしています。例えば、賦課金の支払の契機となる活動が、当期における収益の生成であり、当該賦課金の計算が過去の期間に生成された収益を基礎とする場合には、当該賦課金についての債務発生事象は、当期における収益の生成です。賦課金の支払の契機となる活動が一定期間にわたって行われる場合には、賦課金支払負債は徐々に認識されます。例えば、債務発生事象が一定期間にわたる収益の生成である場合には、対応する負債は、企業が当該収益を生み出すにつれて認識されます。

また、IFRIC第21号では、企業は、将来の期間において営業を継続することを経済的に強制されていても、それにより、将来の期間における営業を契機とする賦課金を支払う推定的債務を有するものではないことを明確化しています。これは、当期の活動を参照して測定されますが、将来の期間の特定の日に企業が営業を継続している場合に限り、その支払が生じる賦課金については、直観に反するとの意見がある会計上の結果を生じる場合があります。

IFRS第9号への準備－減損の要求事項

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS第9号「金融商品」のための準備を行うことを意図したシリーズである公表物の第2号となる「IFRS第9号への準備－減損の要求事項」を公表した。

IFRS第9号は、金融商品の会計規則を根本的に書き換えています。本基準は、2018年まで発効とはなりませんが、企業はその影響評価を今すぐにでも開始する必要があります。

新基準における金融商品の分類及び測定について考察したIssue1に続いて、Issue2では、減損の要求事項に関する新しい情報を提供することを目的としています。以下では、Issue2で検討した事項のいくつかを取り上げてその概要を示しています。

全体像

Issue2ではまず、金融危機を背景に開発された新しい減損の要求事項についての概要を示しています。IFRS第9号では、減損の認識は、報告企業が最初に信用損失事象を識別することに依拠しないことになります。これは、従前の基準であるIAS第39号からの重要な変更です。

その代わりに、IFRS第9号では、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての負債性金融資産に係る予想信用損失を認識する際に、より将来予測的な情報を使用します。

信用損失事象を識別する際に考慮すべき情報

IFRS第9号の予想信用損失モデルは、報告企業は、IFRS第9号に基づいていたときよりも、より広範な情報を考慮する必要があることを意味しています。そうした情報には以下の事項が含まれます：

- 過去の事象(類似の金融商品についての過去の損失の実績など)
- 現在の状況
- 該当する金融商品に係る将来のキャッシュ・フローの回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

新しい減損の要求事項の範囲

Issue2のセクション2では、新しい減損の要求事項の範囲を示しています。要するに、IFRS第9号の減損の要求事項は、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての負債性金融資産に対して適用されます。また、IAS第39号の範囲に含まれていなかった他のいくつかの信用エクスポージャーについても、IFRS第9号の範囲に含まれています。

しかし、資本性金融商品に対する投資は、公正価値で測定されているため、減損の要求事項の範囲には含まれません。

一般的(又は3つの段階の)減損アプローチ

IFRS第9号の減損損失の認識に対する一般的アプローチは、金融商品の信用度の悪化を反映することを意図した3つの段階のプロセスに基づいています。

- 段階1は、信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は信用リスクが低い(本基準における信用リスクが低い場合の単純化したアプローチの選択肢を適用する場合)金融商品を対象としている。
- 段階2は、信用度が当初認識以降に著しく悪化している(ただし、信用リスクが低い場合の単純化したアプローチが適用され、かつ目的適合性がある場合を除く)が、信用損失事象の客観的証拠がない金融商品を対象としている。
- 段階3は、報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産を対象としている。

12か月の予想信用損失は段階1で認識され、全期間の予想信用損失は段階2と段階3で認識されます。

セクション3では、こうした一般的アプローチについて説明しています。特に、本セクションでは、以下の項目を対象とした信用リスクの著しい増大の識別及び影響に焦点を当てています：

- 債務不履行の定義
- 当初認識時の信用リスクの水準との相互関係
- 金融商品の満期までの期間の長さとの相互関係
- 合理的で裏付け可能な情報とされるもの
- 期日経過 が30日超の支払についての反証可能な推定
- 多元的な分析の実行
- 個別の評価又は集合的な評価の実施

営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したモデル

IFRS第9号の減損の要求事項を開発する際に、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のいずれを認識すべきかを判定するプロセスは、営業債権及びリース債権などの金融商品については正当化されないという懸念がありました。

そのため、IASBは、一般的モデルにいくつかの単純化を盛り込みました。セクション4では、これらの単純化について説明しており、表にその概要を示しています。

また、本セクションにおいて、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた計算の例を示しており、当該マトリクス作成の際に考慮すべき実務上の課題についても検討しています。

単純化

状況	単純化
1年以内の営業債権及び契約資産又は重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産	損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい額で常に認識する。
重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産 (IFRS第15号に従う)	企業は、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい額で常に認識することを選択することができる。
IAS第17号の範囲に含まれるリース債権	企業は、同様に、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい額で測定することを会計方針として選択することができる。

購入又は組成した信用減損金融資産についてのアプローチ

IFRS第9号には、当初認識の日信用減損している資産についての特定のアプローチが示されています。IFRS第9号における一般的な減損モデルとは異なるこうしたアプローチでは、企業は：

- 当初認識時から当該資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用する。
- その後に、全期間の予想信用損失の変動累計額を認識する。

利得は、他の資産に関するものと同様に、過去に認識した損失の戻入れに限定されるものではありません。セクション5では、これらの要求事項についてより詳細に説明しています。

信用損失の表示及び開示

セクション6と7では、IFRS第9号が公表された結果、金融資産の分類が損失評価引当金の表示にどのような影響を与えるのかを検討し、IFRS第7号「金融商品:開示」に対して行われた広範な変更について説明しています。

Issue2は、新基準を適用するために次に講じるべきいくつかの措置について検討して締めくくっています。

本公表物の入手

「IFRS第9号への準備—減損の要求事項」をご覧ください。には、<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/get-ready-for-ifs-9-issue-2/>にアクセスして下さい。

私どもは、本公表物に示した情報が、IFRS第9号についての準備を行ううえで皆様のお役に立てれば幸いであると考えています。提起された事項について検討したいとお考えの方は、いつものグラントソントンの窓口にお問い合わせいただくか、www.grantthornton.global/locationsにアクセスいただき、各国のメンバーファームをご確認下さい。

ストーリーを伝えること： 財務諸表を効果的な コミュニケーション・ツールとするには

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、財務諸表をより効果的なコミュニケーション・ツールとするために利用しうる4つの重要なテーマについて説明、例示する「ストーリーを伝えること（Telling Your Story）」を公表した。

公表の背景

開示要求が断片的にIFRSに追加されることによって、財務諸表の情報量は長年にわたって増え続けています。今後数年間においても、収益、金融商品及びリースに関する新基準によって、さらなる開示が追加されることになります。

こうしたことのすべてが、財務諸表を作成する際の負担を増大させています。開示は、財務諸表に示された複雑な取引を投資家が理解できるようにするという正当な理由で追加されていますが、その副作用として、財務諸表の情報量が増え過ぎて、本当に重要な情報が見つけづらくなっています。

とはいえ、基準は1つの論点に過ぎず、企業は重要性の概念を開示に適用するのに苦労しています。このように財務諸表への重要性の適用方法が明確でないことが、財務諸表の過重負担の主な発生要因の1つであると考えられています。

多くの企業は、規制当局や基準設定主体からの支援を受け、財務諸表を作成するためのアプローチを見直し、自身の財務諸表の外観と使用感を改善する革新的な方法を模索しています。企業は、財務諸表が単なるコンプライアンスのための文書ではなく、投資家とのコミュニケーションの重要な手段であることを認識しています。

4つのベスト・プラクティス

私どもが「ストーリーを伝えること」で識別した4つの重要なテーマ（又はベスト・プラクティス）は相互に関連しています。それぞれは、企業が置かれている状況によって程度の差はあるものの、使用するべき「ツール」です。これらのツールについての概要を以下に示しています：

1 準拠しつつ、情報を伝える

ベスト・プラクティス:情報を明確に伝えましょう。基準及び規則に準拠し、かつ財務諸表が利害関係者との幅広いコミュニケーションにとって有効なものの1つとなるようにしなければなりません。

財務諸表は、利害関係者とのコミュニケーションをとる際の「パズルの一片」に過ぎません。以下のヒントを利用して財務諸表をより効果的なものとしましょう:

全体論的なアプローチ

- 全体を効果的なコミュニケーション手段とするために、全体論的なアプローチを取らなければならない。つまり、年次報告書全体を考慮し、全体を通して首尾一貫したメッセージを伝えなければならない。

簡略化しておく

- より複雑な領域に関する説明を平易な言葉で示す。

代替的業績指標 (APMs)

- APMsを使用する場合には、利用者に誤解を与えることなく、自身の説明を裏付ける有用な追加情報を提供するように、分かりやすくそれらを使用しなければならない。

デジタル化する

- 報告のデジタル化が進み、より多くの企業がデジタル報告書に対する需要の増加に対処している。PDFを使用する際には、利用者の利益が最大化するよう改良することを私どもは提言している。

2 重要性のない情報を削除する

ベスト・プラクティス:財務諸表の明瞭性及び簡潔さを高めるよう、重要性を効果的に利用しましょう。

重要性の概念の適用方法が明確でないことが、財務諸表の過重負担の主な要因の1つであると考えられています。情報は、それが重要である場合にのみ開示しなければなりません。情報は、財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定に影響を与える可能性がある場合には、重要性があります。

重要性の評価は、どの情報を開示し、削除するのかを判定する際の「フィルター」です。特にどの表示項目を開示する必要があるのかを決定したら、どの程度の詳細さで開示を行うか及び最適な情報の整理方法を含め、当該項目に関して開示すべき事項を評価しなければなりません。これは、以下のようなフィルタリングのプロセスによって行います:

フィルター #1

- 基礎項目(すなわち、認識される又は認識されない金額、事象、リスク)が、その大きさと性質により重要性があるかどうかを検討する。

フィルター #2

- 重要性がある場合には、フィルター#2では、各項目について行う具体的な開示(及び詳細さのレベル)を決定する。

3 注記を見直す

ベスト・プラクティス:コミュニケーション・ツールとして有効性が高まるよう、財務諸表の注記をどのように整理するのかを再評価しましょう。

注記には、財務諸表の中で最も多くの情報が記載されているため、コミュニケーション・ツールとして財務諸表の有効性に最大の影響を及ぼす可能性があります。以下の事項を行うことによって、注記の有効性を高めなければなりません:

注記の統合

- より効果的なコミュニケーションを図るために注記を結合する。
- 例えば、表示項目の主要な注記を会計方針及び関連する重要な見積りや判断と統合する。

注記の順序変更

- 注記の従来の順序を変更する。
- 注記をカテゴリーに分ける、最も重要な情報をより目立たせて示す、又はこれらのアプローチの両方の組合せを使用する。

手がかりとなる案内の使用

- 効果的な案内、参照及び索引の使用により、利用者が財務諸表を利用するのを手助けする。

4 方針に優先順位を付ける

ベスト・プラクティス:財務諸表では重要な会計方針を開示しなければなりません。開示は、目的適合性があり、企業に固有ものでなければならず、その方針の適用について説明するものでなければなりません。

会計方針の開示の目的は、投資家や他の利害関係者が財務諸表を適切に理解するのを手助けすることにあります。会計方針の開示を有効なものにするには、企業は以下の事項を行わなければなりません:

重要な会計方針のみを開示する

- 会計方針が重要であるかどうかを決定するために判断を使用する。
- 方針によって影響を受ける残高又は取引の重要性のみならず、企業の事業内容を含む他の要因についても考慮する。
- 価値を高めない重要でない開示を削除する。

会計方針を明確かつ具体的なものにします

- 一般的な開示(例えば、会計基準を要約したもの)を削減し、企業固有の開示に焦点を当て、当該企業が会計方針をどのように適用しているのかを説明する。

重要な見積り及び判断を明確化する

- 最も重要な見積り及び判断についての効果的な開示は、投資家が財務諸表を理解することを可能にする。そのため:
 - 見積りについては、最も難しい、主観的かつ複雑な見積りに焦点を当てる。見積りをどのようにして得たのか、関連する重要な仮定、当該仮定を検討するプロセス及び感応度分析についての詳細を示す。
 - 判断については、判断に関する十分な背景説明を示し、当該判断をどのようにして行い、結論に至ったのかを説明する。

「ストーリーを伝えること」では、これらの重要なツールについてより詳細に説明し、当該ツールの導入に係る設例及び実務上のヒントとともに、関連するIFRSのガイダンスを示しています。

公表物の入手

「ストーリーを伝えること:財務諸表を効果的なコミュニケーション・ツールとするには」をご覧くださいには、<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/telling-your-story/>にアクセスして下さい。

私も、本公表物に示した情報が、年次報告書の内容や表示の検討に際して皆様のお役に立てれば幸いですと考えています。提起された事項について検討したいとお考えの方は、いつものグラントソントンの窓口にお問い合わせいただくか、www.grantthornton.global/locationsにアクセスいただき、各国のメンバーファームをご確認下さい。

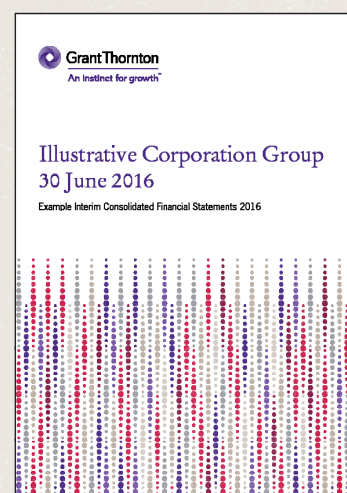
新たなIFRSに準拠した期中財務諸表記載例

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、新たなIFRSに準拠した「期中連結財務諸表記載例」を公表した。

2015年版では、2016年12月31日終了年度から発効するIAS第34号「期中財務報告」及びその他のIFRSsの変更を反映するよう見直し及び更新を行いました。

2016年版では、数年間にわたってIFRSに準拠した財務諸表を作成しており、2016年6月30日にIAS第34号「期中財務報告」に従って半期の期中財務報告書を作成する企業の連結財務諸表記載例を示しています。

「期中財務諸表記載例」をご覧くださいには、(原文)<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/interim-consolidated-financial-statements-2016/>(翻訳文)http://www.gtjapan.or.jp/ifrs_news/index_2016.html にアクセスして下さい。当該事項について検討したいとお考えの方は、いつものグラントソントンの窓口にお問い合わせいただくか、www.grantthornton.global/locationsにアクセスいただき、各国のメンバーファームをご確認下さい。

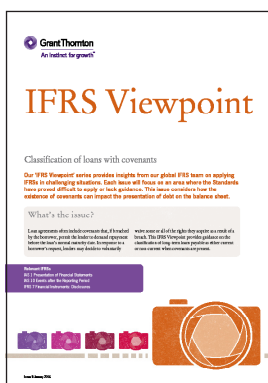


IFRS Viewpointを公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、以下の2つの新たなIFRS Viewpointを公表した。これらのViewpointをご覧いただくには、(原文)<http://www.grantthornton.global/en/insights/viewpoint/ifrs-viewpoints-hub/> (翻訳文)http://www.gtjapan.or.jp/ifrs_news/index_2016.htmlにアクセスして下さい。IFRS Viewpointでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。

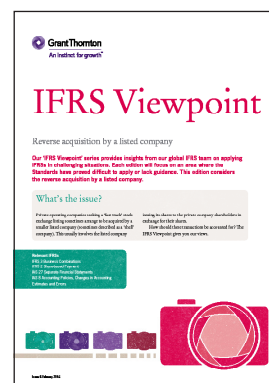
Issue 5:制限条項が付されている借入金の分類

Issue 5では、借手が契約に違反した場合には、貸手が貸付金の通常の満期日以前に返済を要求することを認める制限条項が含まれている借入契約について検討しています。本号では、制限条項が存在する場合に長期借入金を流動又は非流動のいずれに分類するのかに関する私どもの見解を示しています。特に、借手の要求に応じて、貸手が、違反の結果として取得する権利の一部又は全部を自発的に放棄することを決定する場合に注目しています。



Issue 6:上場企業による逆取得

Issue 6では、証券取引所への上場を求める非公開企業が、より規模の小さい「シェル」カンパニーに取得されることを取り決める場合について検討しています。これには、通常、上場企業が、非公開企業の株式と交換にその株主に自身の株式を発行する必要があります。本IFRS Viewpointでは、そうした取引の会計処理方法に関する私どもの見解を示し、取引が企業結合である場合とそうでない場合とを区別しています。



IFRS第16号「リース」に関するIFRSニュース特別号

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、新しいリース会計基準であるIFRS第16号「リース」に関するIFRSニュース特別号を公表した。

IFRS第16号では、借手に、「使用权」資産とリース負債を認識することによって、リースを「オンバランス」にする会計処理を要求します。不動産や高額な設備などの「高価な」資産をリースする企業にとっては、これは重要な変更となりますが、短期リース及び少額資産のリースに関する免除規定により、他の項目に対する影響は軽減されると思われます。

本IFRSニュース特別号では、以下の項目を含め、新しい基準の主な特徴について説明しています：

- IFRS第16号の背景
- リースの定義
- 新たな借手の会計処理のアプローチ
- 貸手の会計処理
- セール・アンド・リースバック

また、本基準の表示及び開示を取り上げ、その適用及び影響に関する実務上の留意点を示しています。

本IFRSニュース特別号をご覧いただくには、(原文)<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/ifrs-news-special-edition-on-ifrs-16/> (翻訳文)http://www.gtjapan.or.jp/ifrs_news/index_2016.htmlにアクセスして下さい。



コメントレターの提出

グラントソントン・インターナショナルIFRSチームは、以下の協議文書に関するコメントを提出した。

投資不動産の振替 (IAS第40号の修正案)

IASBの公開草案では、棚卸資産に分類されている建設中又は開発中の不動産を投資不動産に振り替えることができる場合を明確化することを検討しています。私どもは、コメントレターにおいて、当該振替は、用途変更があるという証拠が示される場合に生じることを明確化する提案に（2つのポイントが明確化されることを条件として）同意しています。

IFRS実務記述書:財務諸表への重要性の適用

私どもは、コメントレターにおいて、重要性に関する実務記述書の開発におけるIASBの全体の目的を支持しています。特に、財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用する（特に開示に関して）ことは困難であるという点に同意しています。したがって、重要性の概念の適用に関する実務上のガイダンスは、財務諸表作成者が必要な判断を行うのに役立つ可能性があります。

そのため、私どもは、本公開草案が当該ガイダンスの提供に向けた格好の出発点であるという見解を表明しています。また、当該ガイダンスは、情報（特に重要な判断を伴う領域におけるもの）を開示する又は除外する企業の決定を説明する例示に焦点を絞った場合には、いっそう有用となり得ると考えています。私どもは、コメントレターの付録において、いくつかの具体例を示しました。

IFRSの年次改善2014–2016年サイクル

IASBの年次改善プロセスは、他のプロジェクトの一部として含まれない、緊急ではないが必要な軽微なIFRSの修正を行うことをできるようにします。2014–2016年サイクルには、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案が含まれています。

私どもは、コメントレターにおいて、IFRS第1号の修正案に関する詳細なコメントを提出することを条件として、本修正案に同意しています。また、IFRS第12号及びIAS第28号の修正について提案されている経過措置に対する提案も行いました。

IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用

IASBは、IFRS第9号「金融商品」と予想される新しい保険契約基準の発効日の相違における一時的な会計上の帰結を扱うために、公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を公表しました。

本公開草案に応じて、私どもは、新しい保険契約基準の前にIFRS第9号を適用することに関する「保険者」の懸念に対処して措置を講じるIASBの決定を歓迎しています。したがって、2つの異なるアプローチ（上書き及びIFRS第9号の適用の一時的免除）を導入する提案については、IFRS第9号の適用の一時的免除について提案された適格性の要件の制限に関するコメントを提出することを条件として、支持しました。

グラントソントンの代表が英国の テクニカル・アドバイザリー・グループに任命される

英国のメンバーファームのディレクターであるJake Greenが、英国財務報告評議会のUK GAAPテクニカル・アドバイザリー・グループに任命された。

本グループは、ますますIFRSsに基づくようになってきている英国会計基準を適用するすべての企業に対して、会計上（及び関連する会社法）の論点についてのアドバイスをを行っています。

米国のパートナーがFASBの 緊急問題専門委員会に任命される

米国財務会計基準審議会(FASB)は、グラントソントンLLPの会計原則グループの責任者であるMark Scoles(パートナー)をその緊急問題専門委員会(EITF)に任命した。

EITFは、財務会計に関する問題を適時に識別、議論及び解決することによって、FASBが財務報告を改善するのを支援しています。

Scolesは、会計、監査及び証券取引委員会に係る事項に関連するグラントソントンLLPのテクニカルな問題(連結、金融資産の譲渡、金融商品やデリバティブ及び負債性金融商品や資本性金融商品の取決めに重点を置く)を担当しています。また、金融サービスのクライアントと共に作業を行うことも多く、連結、証券化取引やデリバティブ金融商品を含め、業界に特有の会計上の論点に取り組んでいます。Scolesは、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの金融商品IFRSワーキング・グループのメンバーを長年にわたって務めており、現在も継続しています。



英国のパートナーが 多国籍監査委員会に任命される

グラントソントンUKの保証業務部門の代表であるSue Almond(パートナー)が、名誉ある多国籍監査委員会(TAC)に任命された。Almondは、グラントソントンを代表してメンバーとなっているGilles Hengoat(フランス)とともに本委員会に参加する。

TACは、フォーラム・オブ・ファームズ(グラントソントンは創立メンバーの1つであることを誇りに思っています)の代表を繋ぐ委員会です。フォーラム・オブ・ファームズへの加盟は、国際基準に対するメンバーの支援及びその使用により、監査品質に対するコミットメントを示すものとされています。フォーラム・オブ・ファームズへの加盟は、国境を越えて監査を行うための必須条件として認識されており、そのため、すべてのサービスにおいてさらなる国際的な業務を行うというグラントソントンの戦略と一致しています。TACへ加盟することで、国際的な専門職における優れた人々との関係を築き、メンバーファームの利益のために、私どもが共同で活用することを目指す新たな問題についての考えを得ることができるようになります。



その他のトピックー概要

IASB

IFRSタクソノミ

IFRS財団が、2016年1月13日に公表されたIFRSをXBRL (eXtensible Business Reporting Language)形式で作成した2016年版IFRSタクソノミを公表しました。

2016年版には、公表されているがまだ発効となっていない基準 (IFRS第16号「リース」など) 及びすでに発効している諸基準が含まれています。

XBRLは、財務情報の電子提出のフォーマットとして、選択される機会が急増しています。

IFRS財団は、IFRSタクソノミを提供することによって、IFRSに基づく財務情報を伝達する際の電子基準に対する需要に対処しようとしています。

米国

FASBが新しいリース基準を公表

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、リース取引の会計処理を改善することを目的とした会計基準更新書 (ASU) を公表しました。ASUでは、借手は、締結するリース契約により創出される権利及び義務について資産及び負債を認識することを要求されます。

本ASUは、1月に公表されたIASBのリースに関する新基準であるIFRS第16号 (前半期公表のIFRSニュースをご覧ください) の直後に公表されています。IASBとFASBは、全体のプロジェクトの開発に関する作業を共同で行っていましたが、ASUにはIFRSとのいくつかの相違が含まれています。最も注目すべきこととして、ASUでは、リースの費用及びキャッシュ・フローの認識、測定及び表示は、主として、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類されるかによって異なりますが、IFRS第16号では、両方の種類のリースは貸借対照表に認識されることになります。

インド

銀行及び保険会社のためのロードマップ

インドの企業省 (MCA) は、銀行及び保険部門におけるIFRSの採用のためのロードマップを公表しました。

銀行及び保険会社は、2015年1月に公表されたIFRSへのコンバージェンスのための一般的なロードマップの対象とはなっていませんでしたが、2018年4月1日からインド会計基準 (IFRSとおおむねコンバージェンスしている) を適用することになります。変更は段階的に行われ、大規模な企業は2018年4月1日から、そして小規模な企業はその1年後から影響を受けるでしょう。

連結財務諸表と個別財務諸表の両方が、当該変更による影響を受けますが、一部の銀行 (都市協同組合銀行 (urban cooperative banks) 及び地域農村銀行 (regional rural banks)) については、本計画の範囲には含まれません。

欧州

ESMAの報告書

欧州証券市場監督局 (ESMA) は、2015年に欧州連合 (EU) における会計執行者の執行及び規制活動に関する報告書を公表しました。

本報告書は、特に、2014年の欧州における共通の執行優先事項で識別された領域に注目し、以下の事項に関連する仮定及び判断の開示の不備について言及しています：

- 税務上の欠損金から発生する繰延税金資産の認識、測定及び開示
- 過半数の資本持分 (majority equity interest) 又は過半数の株式保有権 (majority shareholding rights) が存在していない場合における企業に対する支配の評価
- 共同支配の取決めの分類

一般的に、執行者は、主要な不備は、財務諸表の表示、非金融資産の減損及び金融商品の会計処理に関するものであることを発見しました。

今後2016年に、会計執行者は、2015年の共通の執行優先事項に従って、発行者のIFRSへのコンプライアンスについてレビューします。これは、特に、金融市場条件が財務諸表、キャッシュ・フロー計算書及び関連する開示並びに非金融資産の公正価値測定及び関連する開示に与える影響に焦点が当てられることを意味します。

欧州(続き)

EFRAG—新たな財務報告に関する投資家の見解

EFRAG及びスコットランド勅許会計士協会 (ICAS) は、財務報告情報の利用についてのプロ投資家の見解を調査している調査研究を公表しました。本報告書の主な調査結果は以下のとおりです：

- 投資家の目的（評価又は受託責任）が重要である。
- 投資家は損益計算書を非常に重視している。
- 投資家は、ボトムラインの数字（利益）に係る表現の忠実性に関して強い懸念を抱いている。
- その不備に関係なく、財務会計情報は投資家の意思決定にとって重要なインプットである。
- 監査を含め、コーポレート・ガバナンスの質は、表現の忠実性に関する投資家の評価に影響を与える。

EFRAGとICASは、当該調査はいくつかの示唆を与えていると示しており、特に：

- 1つのアプローチがすべてのものに適しているのではなく、基準設定主体は、財務報告の際の目的によって明確に優先順位を決める必要がある。
- 投資家の損益計算書に対する注目は、IASBの貸借対照表を基礎としたアプローチとは相容れない。

- 損益計算書に関するより標準化された業績指標の開発が必要である。
- 投資家のコーポレート・ガバナンスに対する理解は、その表現の忠実性についての見解に重要な影響を及ぼす。そのため、基準設定主体は、会計基準を開発する際にコーポレート・ガバナンス及び会計基準の執行にかかるコストを考慮する必要がある。
- 監査を含め、高品質なコーポレート・ガバナンスに対する投資は、投資家の信頼の向上に役立つだろう。

EBAがIFRS第9号の影響評価を開始

欧州銀行監督機構 (EBA) は、IFRS第9号「金融商品」がEU全域における約50のサンプル機関に与える影響に関する影響評価を開始しました。

当該基準のEUのエンドースメント・プロセスとは関連がない本影響評価は、EBAがIFRS第9号が問題となっている金融機関の規制上の自己資本 (regulatory own funds) に与える影響の見積りを理解するのに役立ちます。さらに、IFRS第9号と他のプルデンシャル規制との相互関係及び機関がIFRS第9号の適用の準備を行っている方法を評価する際にEBAを支援します。

その他の動向

コーポレート・レポーティング・ダイアログが重要性に関するステートメントを発表

IASBとFASBを含む基準設定主体及び企業報告開発者から成るイニシアチブであるコーポレート・レポーティング・ダイアログ (CRD) は、重要性に関するステートメントを公表しました。

「コーポレート・レポーティング・ダイアログの重要性の一般的な原則に関するステートメント」と題する本ステートメントは、CRDが考える重要性の一般的な原則は、さまざまな形態の企業報告間で整合していると要約しています。また、CRDメンバー間で重要性の定義とアプローチを比較しています。CRDのメンバーは以下のとおりです：

- CDP（以前はカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）
- 気候変動開示基準委員会 (CDSB)

- グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI)
- 国際会計基準審議会 (IASB)
- 国際統合報告評議会 (IIRC)
- 国際標準化機構 (ISO)
- サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)
- 米国会計基準審議会 (FASB)（部分参加のみ）

本ステートメントの全体の目的は、さまざまな報告フレームワークにおいて使用される数々の異なった重要性の定義により、重要性の概念を適用することが困難であると考えている組織への支援を行うことにあります。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可(ただし、IFRS第15号が適用される場合にのみ)
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IAS第7号	開示に関する取組み(IAS第7号の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS第12号の修正)	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却 又は抛却(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年 1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針(続き)

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010-2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第27号	投資企業 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示-金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)

コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
本刊行物が公表される時点で公開中の文書はありませんでした。		



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。